

## 議第 1 号

鶴岡市体育施設の管理運営に関する規則の一部改正について

鶴岡市体育施設の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年 1 月 1 6 日提出

鶴岡市教育委員会教育長 布 川 敦

鶴岡市体育施設の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

鶴岡市体育施設の管理運営に関する規則（平成 1 7 年鶴岡市教育委員会規則第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 項中「鶴岡市小真木原テニスコート」の次に「、鶴岡市屋内多目的運動場、鶴岡市ふれあいと躍動の広場テニスコート、鶴岡市羽黒テニスコート、鶴岡市朝日スポーツセンターテニスコート」を加える。

附 則

この規則は、令和 7 年 2 月 1 日から施行する。

鶴岡市体育施設の管理運営に関する規則（平成17年鶴岡市教育委員会規則第34号）新旧対照表

改正前	改正後
<p>(使用の手続)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 体育施設を個人使用しようとする者及び鶴岡市小真木原テニスコート_____</p> <hr/> <p>_____を使用しようとする者（1面2時間以内の当日使用に限る。）は、別に定める使用券を購入しなければならない。この場合において、使用券の購入をもって当該体育施設の使用許可とみなすものとする。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(使用の手続)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 体育施設を個人使用しようとする者及び鶴岡市小真木原テニスコート、<u>鶴岡市屋内多目的運動場、鶴岡市ふれあいと躍動の広場テニスコート、鶴岡市羽黒テニスコート、鶴岡市朝日スポーツセンターテニスコート</u>を使用しようとする者（1面2時間以内の当日使用に限る。）は、別に定める使用券を購入しなければならない。この場合において、使用券の購入をもって当該体育施設の使用許可とみなすものとする。</p> <p>4 (略)</p>